

「無人航空機講習登録講習機関事務規程サンプル」の一部改定について

改定案	現行
表紙（略）	表紙（略）
目次 第1章～第20章（略） 第21章 不適切事象発生時の報告..... <u>20</u> 第22章 雜則（略）	目次 第1章～第20章（略） 第21章 不適切事象発生時の報告..... <u>2</u> 第22章 雜則（略）
別添一覧	別添一覧
別添No	資料名
	講習事務を行う事務所一覧
	講師一覧表
	講習記録簿(学科)
	講習記録簿(実地)
	登録講習機関実施計画書
	登録講習機関実施状況報告書
	修了審査用の空域
	修了審査用の無人航空機
	技能証明書返納証明書の交付を受けた者に対する実地講習用のシミュレーター
	入学申請書様式
	講習事務手数料
	講習科目及び講習時間
	学科講習の時間割
	実地講習の時間割
	別添 No
	講習事務を行う事務所一覧
	講師一覧表
	講習記録簿(学科)
	講習記録簿(実地)
	登録講習機関実施計画書
	登録講習機関実施状況報告書
	修了審査用の空域
	修了審査用の無人航空機
	(新設)
	入学申請書様式
	講習事務手数料
	講習科目及び講習時間
	学科講習の時間割

	<p><u>技能証明書返納証明書の交付を受けた者に対する学 科講習の修了確認試験で用いる教材</u></p> <p>指定試験機関が定める基準</p> <p>修了証明書発行台帳</p> <p>登録講習機関管理者一覧表</p> <p>登録講習機関管理者、副管理者、講師に関する具体的な業務内容を定めた書類</p> <p>修了審査の実施方法等を定めた修了審査実施要領</p> <p><u>技能証明書返納証明書の交付を受けた者に対する実 地講習をシミュレーターで行う場合の空域の設定方法</u></p> <p>登録講習機関管理者及び講師(修了審査員を含む。)に対する研修指導要領</p> <p>実地講習実施計画書</p> <p>講習に必要な書籍一覧表</p> <p>緊急時の連絡体制図(国土交通省航空局との連絡方法を含む)</p> <p>※技能証明書返納証明書の交付を受けた者に対する実地講習をシミュレーターで行わない場合については、関連する別添書類は不要となりますので削除いただいて構いません。</p>		<p>実地講習の時間割</p> <p>(新設)</p> <p>指定試験機関が定める基準</p> <p>修了証明書発行台帳</p> <p>登録講習機関管理者一覧表</p> <p>登録講習機関管理者、副管理者、講師に関する具体的な業務内容を定めた書類</p> <p>修了審査の実施方法等を定めた修了審査実施要領</p> <p>(新設)</p> <p>登録講習機関管理者及び講師(修了審査員を含む。)に対する研修指導要領</p> <p>実地講習実施計画書</p> <p>講習に必要な書籍一覧表</p> <p>緊急時の連絡体制図(国土交通省航空局との連絡方法を含む)</p>
第1章 総則 (略)		第1章 総則 (略)	
第2章 登録講習機関管理者及び講師等 (略) 2-1 登録講習機関管理者等 (略) 2-2 登録講習機関管理者等の職務		第2章 登録講習機関管理者及び講師等 (略) 2-1 登録講習機関管理者等 (略) 2-2 登録講習機関管理者等の職務	

<p>1 登録講習機関管理者は、登録講習機関の業務を統括管理し、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 登録講習機関の運営管理に関すること。 (2) 登録講習機関の施設及び設備の管理に関すること。 (3) 講師及び修了審査員の研修に関すること。 <p>2 副管理者は、登録講習機関管理者の補佐を行う。</p> <p>3 登録講習機関管理者等は、知識及び能力の維持のため告示別表<u>第六</u>の研修を受講する。登録講習機関管理者に対する研修は、登録講習機関管理者が研修を適切かつ確実に行うことができるものと認めた者が行う。また、登録講習機関管理者の研修受講後は、管理者等が研修を修了したことを記録し保管する。</p> <p>2-3 講師及び修了審査員の任命等</p> <p>1 登録講習機関管理者は、省令第6条第2項の条件を満たし、かつ、告示第2条第2項の要件を満たした者に対して告示別表<u>第七</u>の講師研修を受講させ、告示<u>別表第一及び別表第二</u>に規定する必要履修科目ごとに講師を任命する。(注:告示別表第一は技能証明書返納証明書の交付を受けた者(直近において受けていた技能証明の有効期間満了日から3年を経過しない者に限る。以下本項において同じ。)以外の者に係る課程に関する教育の内容の基準であり、告示別表第二は技能証明書返納証明書の交付を受けた者に係る課程に関する教育の内容の基準である。)</p> <p>任命を行う講師の講師一覧表は別添○のとおり。(注:講師の所属形態も講師一覧表に明記すること。)なお、講師研修の受講後は、各講</p>	<p>1 登録講習機関管理者は、登録講習機関の業務を統括管理し、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 登録講習機関の運営管理に関すること。 (2) 登録講習機関の施設及び設備の管理に関すること。 (3) 講師及び修了審査員の研修に関すること。 <p>2 副管理者は、登録講習機関管理者の補佐を行う。</p> <p>3 登録講習機関管理者等は、知識及び能力の維持のため告示別表<u>第四</u>の研修を受講する。登録講習機関管理者に対する研修は、登録講習機関管理者が研修を適切かつ確実に行うことができるものと認めた者が行う。また、登録講習機関管理者の研修受講後は、管理者等が研修を修了したことを記録し保管する。</p> <p>2-3 講師及び修了審査員の任命等</p> <p>1 登録講習機関管理者は、省令第6条第2項の条件を満たし、かつ、告示第2条第2項の要件を満たした者に対して告示別表<u>第五</u>の講師研修を受講させ、告示<u>別表第一</u>に規定する必要履修科目ごとに講師を任命する。</p> <p>任命を行う講師の講師一覧表は別添○のとおり。(注:講師の所属形態も講師一覧表に明記すること。)なお、講師研修の受講後は、各講</p>
---	---

<p>師が研修を修了したことを記録し保管する。</p> <p>2 登録講習機関管理者は、前項により任命した講師について、告示第2条第3項の指定試験機関が実施する研修を受講した者を修了審査員に任命する。(注:講師一覧表において、修了審査員を特定すること。)</p>	<p>師が研修を修了したことを記録し保管する。</p> <p>2 登録講習機関管理者は、前項により任命した講師について、告示第2条第3項の指定試験機関が実施する研修を受講した者を修了審査員に任命する。(注:講師一覧表において、修了審査員を特定すること。)</p>
<p>2-4 講師等の職務</p> <p>講師は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学科講習若しくは実地講習又はその両方 (2) 講習を受ける者(以下「受講者」という。)の出席確認 (3) 講習記録簿(学科については別添○、実地については別添○)への所要の事項の記録 (4) 講習の成果等の報告 (5) 知識及び能力の維持のため、告示別表<u>第七</u>の研修の受講 (6) 修了審査員においては、告示第2条第3項に基づき指定試験機関が実施する研修の受講 (7) 前各号の他、講習を行うために必要な事項 <p>2-5 講師の心得 (略)</p>	<p>2-4 講師等の職務</p> <p>講師は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学科講習若しくは実地講習又はその両方 (2) 講習を受ける者(以下「受講者」という。)の出席確認 (3) 講習記録簿(学科については別添○、実地については別添○)への所要の事項の記録 (4) 講習の成果等の報告 (5) 知識及び能力の維持のため、告示別表<u>第五</u>の研修の受講 (6) 修了審査員においては、告示第2条第3項に基づき指定試験機関が実施する研修の受講 (7) 前各号の他、講習を行うために必要な事項 <p>2-5 講師の心得 (略)</p>
<p>第3章 登録講習機関実施計画書及び登録講習機関実施状況報告書の提出 (略)</p>	<p>第3章 登録講習機関実施計画書及び登録講習機関実施状況報告書の提出 (略)</p>
<p>第4章 講習に必要な施設、修了審査用無人航空機及び安全対策</p> <p>4-1 講義室</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 学科講習は、対面で行うものとする。 2 オンライン講習により実施する場合は、ビデオ会議ツール 	<p>第4章 講習に必要な施設、修了審査用無人航空機及び安全対策</p> <p>4-1 講義室</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 学科講習は、対面で行うものとする。 2 オンライン講習により実施する場合は、ビデオ会議ツール

<p>等により映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法とする。なお、一部、映像教材、ウェブサイト動画等を使用して実施する場合については、映像等の再生記録やパーソナルコンピューターの操作記録等に基づき受講状況を確認するものとする。</p>	<p>等により映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法とする。なお、一部、映像教材、ウェブサイト動画等を使用して実施する場合については、映像等の再生記録やパーソナルコンピューターの操作記録等に基づき受講状況を確認するものとする。</p>
<p>4－2 修了審査用の空域 修了審査用の空域は、〇〇〇〇とする。(別添〇)</p>	<p>4－2 修了審査用の空域 修了審査用の空域は、〇〇〇〇とする。(別添〇)</p>
<p>4－3 修了審査用の無人航空機 修了審査用の無人航空機は、〇〇〇〇を使用する。(別添〇)</p>	<p>4－3 修了審査用の無人航空機 修了審査用の無人航空機は、〇〇〇〇を使用する。(別添〇)</p>
<p>4－4 実地講習の安全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実地講習（実地修了審査を含む。以下同じ。）を行う講師（修了審査員を含む。）は、実地講習中の気象、風速、飛行経路の状況等に十分留意し、かつ、受講者の負傷、機体の墜落等の事故が生じないよう常に注意して講習を実施、監督する。 2 気象、風速その他の状況から実地講習を中止する基準（以下「中止基準」という。）、実地講習における事故発生時の救助体制、その他安全対策を別途定める。 3 法令に定める特定飛行を行う場合には、日程に十分な余裕をもって、国土交通省に対して、事前に飛行の許可又は承認申請を行い、許可又は承認を得る。国土交通省航空局から取 	<p>4－4 実地講習の安全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実地講習（実地修了審査を含む。以下同じ。）を行う講師（修了審査員を含む。）は、実地講習中の気象、風速、飛行経路の状況等に十分留意し、かつ、受講者の負傷、機体の墜落等の事故が生じないよう常に注意して講習を実施、監督する。 2 気象、風速その他の状況から実地講習を中止する基準（以下「中止基準」という。）、実地講習における事故発生時の救助体制、その他安全対策を別途定める。 3 法令に定める特定飛行を行う場合には、日程に十分な余裕をもって、国土交通省に対して、事前に飛行の許可又は承認申請を行い、許可又は承認を得る。国土交通省航空局から取

<p>得した許可書又は承認書は、交付日からこれを三年間保管する。</p> <p><u>4－5 技能証明書返納証明書の交付を受けた者に対する実地講習用のシミュレーター（技能証明書返納証明書の交付を受けた者であって、直近において受けていた技能証明の有効期間満了日から3年を経過しない者に対する講習の実地講習を実機に代えてシミュレーターで行う場合に限る。）</u></p> <p><u>実地講習用のシミュレーターは、○○○○を使用する。（別添○）</u></p>	<p>得した許可書又は承認書は、交付日からこれを三年間保管する。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第5章 講習に必要な書籍及び設備</p> <p>5－1 講習に必要な書籍</p> <p>講習は、次表に定める講習に必要な書籍その他の教材を使用して行う。<u>（教本又はデジタル教材のいずれかを用いるかも記載すること。）</u></p> <p>5－2 設備（略）</p>	<p>第5章 講習に必要な書籍及び設備</p> <p>5－1 講習に必要な書籍</p> <p>講習は、次表に定める講習に必要な書籍その他の教材を使用して行う。</p> <p>5－2 設備（略）</p>
<p>第6章 受講資格及び受講申請並びに講習事務手数料</p> <p>6－1 受講資格</p> <p>受講資格は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 標準シラバス終了時点において満16歳以上であること。（運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード等、受講者の氏名、生年月日及び住所の記載があるものにより本人確認を行う。） (2) 規則別表第六に定める身体検査基準に適合すること。 (3) 法132条の45第2項及び第3項の欠格事由に該当し 	<p>第6章 受講資格及び受講申請並びに講習事務手数料</p> <p>6－1 受講資格</p> <p>受講資格は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 標準シラバス終了時点において満16歳以上であること。（運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード等、受講者の氏名、生年月日及び住所の記載があるものにより本人確認を行う。） (2) 規則別表第六に定める身体検査基準に適合すること。 (3) 法132条の45第2項及び第3項の欠格事由に該当し

<p>うこと。</p> <p>(4) 登録申請システムによる「技能証明申請者番号」を取得していること。</p> <p>(5) <u>(技能証明書返納証明書の交付を受けた者に対する講習に限る。)技能証明書返納証明書の交付を受けており、かつ、直近において受けていた技能証明の有効期限が満了する日から起算して三年を経過していないこと。</u></p>	<p>うこと。</p> <p>(4) 登録申請システムによる「技能証明申請者番号」を取得していること。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>6-2 受講申請</p> <p>講習を受けようとする者に対し、入学申請書様式(別添○)に、次に掲げる書類及び写真を添えて提出させるものとする。</p> <p>(1) 本籍の記載のある住民票の写し(6月以内に作成したものに限る。) 1通</p> <p>(2) 省令第 236 条の 38 第8項第一号の規定による無人航空機操縦者身体検査証明書(身体検査を受けた日から6ヶ月以内のものに限る。)又は同項第二号の規定による身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの 1通</p> <p>(3) 写真(縦:30 mm×横:24 mm)の裏面に氏名及び生年月日を記入したもの 1葉</p> <p>(4) 民間技能認証等を有する者であって、講習科目の一部の減免を受けようとする者は、該当する民間技能認証等の写し等 1通</p>	<p>6-2 受講申請</p> <p>講習を受けようとする者に対し、入学申請書様式(別添○)に、次に掲げる書類及び写真を添えて提出させるものとする。</p> <p>(1) 本籍の記載のある住民票の写し(6月以内に作成したものに限る。) 1通</p> <p>(2) 省令第 236 条の 38 第8項第一号の規定による無人航空機操縦者身体検査証明書(身体検査を受けた日から6ヶ月以内のものに限る。)又は同項第二号の規定による身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの 1通</p> <p>(3) 写真(縦:30 mm×横:24 mm)の裏面に氏名及び生年月日を記入したもの 1葉</p> <p>(4) 民間技能認証等を有する者であって、講習科目の一部の減免を受けようとする者は、該当する民間技能認証等の写し等 1通</p>

<p>(5) <u>技能証明書返納証明書の写し</u> 1通 <u>(技能証明書返納証明書の交付を受けた者に対する講習に限る。)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>6-3 入学申請書等の受理及び通知</p> <p>1 登録講習機関(実際に対応する部署名を明記すること)は、申請書及びその添付書類が提出された場合には、原則的として、これを先着順に受け付けることとし、特定の者に対して不当に差別的な取扱いを行わない。</p> <p>2 登録講習機関(実際に対応する部署名を明記すること)は、申請書の記載事項その他の事項を確認し、登録講習機関管理者は、当該講習を受けようとする者が6-1に規定する受講資格を有することを確認する。<u>またこの際、当該受講者が受講する必要がある講習の内容並びに区分(例:「初学者向け講習」又は「経験者向け講習」の別、技能証明書返納証明書の交付を受けた者に対する講習か否か等)、無人航空機の種類について、受講生が受講しようとしている内容と合致しているか確認する。</u></p> <p>3 登録講習機関(実際に対応する部署名を明記すること)は、前項により申請書を確認し、本講習、講習科目の一部免除又は再考査を受けることを認める際には、登録講習機関管理者の承認を得るものとする。</p> <p>4 登録講習機関(実際に対応する部署名を明記すること)は、申請書を受理しない場合又は受理した後に、本講習、講習科目の一部免除又は再考査を受けることを認めないとした場合は、登録講習機関管</p>	<p>6-3 入学申請書等の受理及び通知 (略)</p> <p>1 登録講習機関(実際に対応する部署名を明記すること)は、申請書及びその添付書類が提出された場合には、原則的として、これを先着順に受け付けることとし、特定の者に対して不当に差別的な取扱いを行わない。</p> <p>2 登録講習機関(実際に対応する部署名を明記すること)は、申請書の記載事項その他の事項を確認し、登録講習機関管理者は、当該講習を受けようとする者が6-1に規定する受講資格を有することを確認する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 登録講習機関(実際に対応する部署名を明記すること)は、前項により申請書を確認し、本講習、講習科目の一部免除又は再考査を受けることを認める際には、登録講習機関管理者の承認を得るものとする。</p> <p>4 登録講習機関(実際に対応する部署名を明記すること)は、申請書を受理しない場合又は受理した後に、本講習、講習科目の一部免除又は再考査を受けることを認めないとした場合は、登録講習機関管</p>

理者に承認を得るものとし、その理由を付して登録講習機関管理者から申請者に通知する。	理者に承認を得るものとし、その理由を付して登録講習機関管理者から申請者に通知する。
6-4 シラバスの指定（略） 6-5 講習事務手数料（略） 6-6 講習事務手数料の納付方法等（略）	6-4 シラバスの指定（略） 6-5 講習事務手数料（略） 6-6 講習事務手数料の納付方法等（略）
第7章 受講等の免除（略）	第7章 受講等の免除（略）
第8章 講習科目、講習時間、時間割、講習の方法及び補講 8-1 講習科目及び講習時間 1 講習科目及び講習時間は、別添〇のとおり。 <u>（注：技能証明書返納証明書の交付を受けた者（直近において受けている技能証明の有効期間満了日から3年を経過しない者に限る。以下本項において同じ。）以外の者に係る課程に関する教育の内容は告示別表第一の基準を満たす必要があり、技能証明書返納証明書の交付を受けた者に係る課程に関する教育の内容は告示別表第二の基準を満たす必要がある。）</u> 2 各受講者には、該当するシラバスを配布する。 3 講師は、シラバスに規定された講習時間を確認し、時間数が不足するなど不十分な講習とならないよう配慮する。	第8章 講習科目、講習時間、時間割、講習の方法及び補講 8-1 講習科目及び講習時間 1 講習科目及び講習時間は、別添〇のとおり。 2 各受講者には、該当するシラバスを配布する。 3 講師は、シラバスに規定された講習時間を確認し、時間数が不足するなど不十分な講習とならないよう配慮する。
8-2 1日当たりの講習時間（略） 8-3 時間割（略） 8-4 学科講習の方法	8-2 1日当たりの講習時間（略） 8-3 時間割（略） 8-4 学科講習の方法

<p>1 学科講習は、別添〇に掲げる時間割表に基づいて実施する。</p> <p>2 講師1人につき同時に対面で講習を受けることができる者の数は、概ね50人以下とする。</p> <p>3 オンライン講習を受けることができる者の数は、概ね100人以下とする。なお、オンライン講習は、質疑応答ができる環境により実施するものとする。</p> <p>4 オンライン講習を行う場合は、オンライン講習受講規約を定め、受講者が各事項を確認、同意した旨の記録を残すものとする。</p> <p><u>5 技能証明書返納証明書の交付を受けた者であって、直近において受けていた技能証明の有効期間満了日から3年を経過しない者に対する学科講習修了時の修了確認試験は、別添〇の教材を使用して行う。</u></p>	<p>1 学科講習は、別添〇に掲げる時間割表に基づいて実施する。</p> <p>2 講師1人につき同時に対面で講習を受けることができる者の数は、概ね50人以下とする。</p> <p>3 オンライン講習を受けることができる者の数は、概ね100人以下とする。なお、オンライン講習は、質疑応答ができる環境により実施するものとする。</p> <p>4 オンライン講習を行う場合は、オンライン講習受講規約を定め、受講者が各事項を確認、同意した旨の記録を残すものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>8-5 実地講習の方法</p> <p>1 実地講習は、別添〇に掲げる時間割に基づいて実施する。</p> <p>2 講師1人につき同時に講習を受けることができる者の数は5人以下とする。</p> <p>3 「飛行前の準備及び点検」を実習した後でなければ、他の内容の実地講習を行わないものとする。</p> <p><u>4 (技能証明書返納証明書の交付を受けた者であって、直近において受けていた技能証明の有効期間満了日から3年を経過しない者に対する講習の実地講習を実機に代えてシミュレーターで行う場合に限る。) 実地講習については別添〇に記載するシミュレーターを用いて行うこととする。その際の手順、空域の設定方法については別添〇に定める。(注:シミュレーターは告示別表第五の基準を満たすこと。)</u></p>	<p>8-5 実地講習の方法</p> <p>1 実地講習は、別添〇に掲げる時間割に基づいて実施する。</p> <p>2 講師1人につき同時に講習を受けることができる者の数は5人以下とする。</p> <p>3 「飛行前の準備及び点検」を実習した後でなければ、他の内容の実地講習を行わないものとする。</p> <p>(新設)</p>

<p>2</p> <p>8-6 予習復習の励行(略)</p> <p>8-7 補講(略)</p> <p>8-8 講習内容の見直し(略)</p>	<p>8-6 予習復習の励行(略)</p> <p>8-7 補講(略)</p> <p>8-8 講習内容の見直し(略)</p>
第9章 修了審査（略）	第9章 修了審査（略）
第10章 修了者の決定（略）	第10章 修了者の決定（略）
<p>第11章 修了証明書の交付</p> <p>11-1 修了証明書の交付</p> <p>1 登録講習機関管理者は、修了者として決定した者に対して、 <u>「登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン」</u>の 様式1による修了証明書を交付する。</p> <p><u>修了証明書に記載する有効期間は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① ②以外の者の場合 :</u></p> <p><u>修了日から1年間</u></p> <p><u>記載例：2026年6月1日修了</u></p> <p><u>2027年5月31日まで有効</u></p> <p><u>② 技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力が失われた者であって、技能証明書返納証明書の交付を受けた者（直近において受けている技能証明の有効期間満了日から3年を経過しない者に限る。）の場合 :</u></p> <p><u>学科試験免除に係る有効期間：修了日から3ヶ月</u></p> <p><u>実地試験免除に係る有効期間：修了日から1年間</u></p> <p><u>記載例：2026年6月1日修了</u></p> <p><u>学科試験免除に係る有効期間：2026年8月31日</u></p>	<p>第11章 修了証明書の交付</p> <p>11-1 修了証明書の交付</p> <p>1 登録講習機関管理者は、修了者として決定した者に対して、 <u>「登録講習機関に関する事務手続きに関するガイドライン」</u>の 様式1による修了証明書を交付する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

まで有効

実地試験免除に係る有効期間：2027年5月31日

まで有効

【①の場合の修了証明書の有効期間の記載例】

無人航空機講習修了証明書

第〇〇〇〇〇号

2026年6月1日修了

2027年5月31日まで有効

〇〇 〇〇殿

技能証明申請者番号：〇〇〇〇〇

(以下略)

【②の場合の修了証明書の有効期間の記載例】

無人航空機講習修了証明書

第〇〇〇〇〇号

2026年6月1日修了

学科試験免除に係る有効期間：2026年8月31日まで有効

実地試験免除に係る有効期間：2027年5月31日まで有効

〇〇 〇〇殿

技能証明申請者番号：〇〇〇〇〇

(以下略)

<p>2 前項の修了証明書は、修了証明書発行台帳に契印する。</p> <p>11-2 修了証明書の再交付</p> <p>次の場合については、登録講習機関管理者は修了証明書の再交付を行うことができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 修了証明書の記載事項に次の各号が生じた場合。ただし、修了証明書交付の日から起算して1年を経過しない者に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名を変更したとき ② 修了証明書の滅失又は毀損 (2) 前項の理由による修了証明書の再交付を申請する者に対し、その理由を記載した修了証明書再交付申請書を提出させるものとする。 (3) 修了証明書の再交付手数料は、【●●●●円】(税込み)とする。 	<p>2 前項の修了証明書は、修了証明書発行台帳に契印する。</p> <p>11-2 修了証明書の再交付</p> <p>次の場合については、登録講習機関管理者は修了証明書の再交付を行うことができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 修了証明書の記載事項に次の各号が生じた場合。ただし、修了証明書交付の日から起算して1年を経過しない者に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名を変更したとき ② 修了証明書の滅失又は毀損 (2) 前項の理由による修了証明書の再交付を申請する者に対し、その理由を記載した修了証明書再交付申請書を提出せるものとする。 (3) 修了証明書の再交付手数料は、【●●●●円】(税込み)とする。
<p>第12章 講習記録簿及び修了証明書発行台帳</p> <p>12-1 講習記録簿</p> <p>各事務所には講習記録簿を備えるものとし、講師は受講者の出席の状況を、また、修了審査員は次に掲げる事項をそれぞれ記録し、保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 講習の実施日 (2) 講習の実施事務所 (3) 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日 (4) 講習の内容 (5) 講習の時間 	<p>第12章 講習記録簿及び修了証明書発行台帳</p> <p>12-1 講習記録簿</p> <p>各事務所には講習記録簿を備えるものとし、講師は受講者の出席の状況を、また、修了審査員は次に掲げる事項をそれぞれ記録し、保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 講習の実施日 (2) 講習の実施事務所 (3) 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日 (4) 講習の内容 (5) 講習の時間

<p>(6) 講師名 (7) 修了審査の実施日 (8) 修了審査の成績 (9) 修了審査の合否判定の結果 (10) 修了審査員名</p>	<p>(6) 講師名 (7) 修了審査の実施日 (8) 修了審査の成績 (9) 修了審査の合否判定の結果 (10) 修了審査員名</p>
<p>12-2 修了証明書発行台帳 修了証明書発行台帳(別添○)を備え、次に掲げる事項を記録し、保存する。</p> <p>(1) 修了証明書の交付の有無 (2) 修了証明書の交付年月日 (3) 修了証明書の有効年月日 (4) <u>再発行した場合、再発行の年月日</u></p>	<p>12-2 修了証明書発行台帳 修了証明書発行台帳(別添○)を備え、次に掲げる事項を記録し、保存する。</p> <p>(1) 修了証明書の交付の有無 (2) 修了証明書の交付年月日 (3) 修了証明書の有効年月日 <u>(新設)</u></p>
<p>12-3 記録及び修了証明書発行台帳の保管(略) 12-4 無人航空機講習修了者情報についての連携(略)</p>	<p>12-3 記録及び修了証明書発行台帳の保管(略) 12-4 無人航空機講習修了者情報についての連携(略)</p>
<p>第13章 講習の報告及び確認(略) 13-1 講師の報告(略) 13-2 定期的な講習の確認 登録講習機関管理者は、登録講習機関の登録等に関する取扱要領(令和4年9月5日付け国空無機第193915号。以下「取扱要領」という。)13.(7)の規定により、次表左欄に定める確認事項について右欄に定める方法により講習が適切に行われているかどうか少なくとも1年に一度、講習記録簿等により確認する。また、当該確認</p>	<p>第13章 講習の報告及び確認(略) 13-1 講師の報告(略) 13-2 定期的な講習の確認 登録講習機関管理者は、登録講習機関の登録等に関する取扱要領(令和6年3月13日改正。国空無機第233628号。以下「取扱要領」という。)13.(7)の規定により、次表左欄に定める確認事項について右欄に定める方法により講習が適切に行われているかどうか少なくとも1年に一度、講習記録簿等により確認する。また、当該確認</p>

結果は、講習の全部を廃止するまで保存する。	
確認事項	内容
実地講習を行うための必要な施設及び設備	告示別表 <u>第三</u> に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
修了審査に用いる施設及び設備	告示別表 <u>第三</u> に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
講習に必要な書籍その他の教材	告示別表 <u>第一及び第二</u> に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 <u>(注:告示別表第一は技能証明書返納証明書の交付を受けた者(直近において受けていた技能証明の有効期間満了日から3年を経過しない者)に限る。以下本項において同じ。)以外の者に係る課程に関する教育の内容の基準であり、告示別表第二は技能証明書返納証明書の交付を受けた者に係る課程に関する教育の内容の基準である。)</u>
講師	イ. 取扱要領2.(4)⑤の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 ロ. 登録講習機関が実施する講師研修を3年以内に受講していることを確認し、その結果を記録する。
修了審査員	イ. 取扱要領2.(4)⑤の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
認結果は、講習の全部を廃止するまで保存する。	
確認事項	内容
実地講習を行うための必要な施設及び設備	告示別表 <u>第二</u> に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
修了審査に用いる施設及び設備	告示別表 <u>第二</u> に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
講習に必要な書籍その他の教材	告示別表 <u>第一</u> に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
講師	イ. 取扱要領2.(4)⑤の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 ロ. 登録講習機関が実施する講師研修を3年以内に受講していることを確認し、その結果を記録する。
修了審査員	イ. 取扱要領2.(4)⑤の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 ロ. 指定試験機関が実施する修了審査員研修の受

	<p>いることを確認し、その結果を記録する。</p> <p>ロ. 指定試験機関が実施する修了審査員研修の受講について、有効な修了証明書を有していることを確認し、その結果を記録する。</p>		<p>講について、有効な修了証明書を有していることを確認し、その結果を記録する。</p>
受講者の成績	<p>イ. 講習を行った結果について、各講習のシラバス毎に再受講率を確認し、その結果を記録する。</p> <p>ロ. 講習を修了した者の無人航空機操縦士試験合格率を確認し、その結果を記録する。</p> <p>ハ. イ. 及びロ. の結果を基に、定期的に講習のシラバスその他講習の内容を見直す。</p>	受講者の成績	<p>イ. 講習を行った結果について、各講習のシラバス毎に再受講率を確認し、その結果を記録する。</p> <p>ロ. 講習を修了した者の無人航空機操縦士試験合格率を確認し、その結果を記録する。</p> <p>ハ. イ. 及びロ. の結果を基に、定期的に講習のシラバスその他講習の内容を見直す。</p>
第14章 財務諸表等の備付け及び閲覧等（略）		第14章 財務諸表等の備付け及び閲覧等（略）	
第15章 帳簿の記載等（略）		第15章 帳簿の記載等（略）	
第16章 講習に関する書類の保存（略）		第16章 講習に関する書類の保存（略）	
第17章 無人航空機講習事務規程の管理（略）		第17章 無人航空機講習事務規程の管理（略）	
第18章 外部監査の受検（略）		第18章 外部監査の受検（略）	
第19章 秘密の保持（略）		第19章 秘密の保持（略）	
第20章 公正の確保（略）		第20章 公正の確保（略）	
第21章 不適切事象発生時の通報（略）		第21章 不適切事象発生時の通報（略）	
第22章 雜則（略）		第22章 雜則（略）	